

医療保険などについてお知らせします

5

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免される場合があります

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)
長寿介護課介護保険係
(プラザげやき内☎37-1253)

以下の要件を満たしている人は、減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

■対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が令和2年中の収入に比べ30%減少することが見込まれる人(前年の所得が1,000万円以下※介護保険料を除く)

6

国民年金保険料免除等の申請受付を開始しました

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)
掛川年金事務所国民年金課
(☎21-5524 自動音声案内2番)

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、前年の所得に応じて、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。市民課国保年金係または掛川年金事務所の窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

■対象期間 7月分～令和4年6月分
※2年1カ月前の月分まで、さかのぼって免除申請できます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、単月の所得が相当程度まで減少し国民年金保険料の納付が困難な人は、令和2年2月以降の期間について臨時特例措置としての免除申請も可能となりました。

※詳細は、日本年金機構ホームページ(右記)をご覧ください。



7

国民健康保険税が改正されました

問い合わせ 税務課市民税係(☎35-0912)

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等)に伴い、均等割および平等割の軽減対象となる所得基準額の算出方法が変更されました。

- ①国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円(改正前33万円)に引き上げました。
- ②被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えました。

軽減割合 基準額	国保税軽減判定基準変更点	
	改正前 (令和2年度)	改正後 (令和3年度)
7割軽減	基礎控除額 33万円以下	基礎控除額 43万円 +{10万円×(給与所得者の数-1)} 以下
5割軽減	基礎控除額 33万円 + (28.5万円×加入者数)	基礎控除額 43万円 + (28.5万円×加入者数) +{10万円×(給与所得者の数-1)} 以下
2割軽減	基礎控除額 33万円 + (52万円×加入者数)	基礎控除額 43万円 + (52万円×加入者数) +{10万円×(給与所得者の数-1)} 以下

※世帯主、その世帯の国保被保険者および特定同一世帯所属者の前年の総所得金額が、それぞれの計算額以下の世帯が該当します。

8

マイナンバーカードを取得しましょう

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)

今後、マイナンバーカード(個人番号カード)が被保険者証として利用できるようになります。マイナンバーカードを取得していない人は、早めに取得するようにしましょう。